平成２２年（フ）第４２号
兵庫県朝来市山東町大月1023番地１
債務者　西草　悟朗
１　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　生駒　和雄
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月20日午後４時30分
５　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第９０号
長野県大町市常盤6906番地57
債務者　髙橋　靖嗣
１　決定年月日時　平成22年４月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮澤　幸平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月１日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１５号
宮城県大崎市鹿島台広長字斎藤沢北６番地
債務者　斎田　裕輔
１　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　冨田　成人
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月15日午前10時40分
５　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１０２号
静岡県裾野市茶畑240番地
債務者　鈴木　裕二
１　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　白井　正人
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月28日午前10時
５　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第５２号
青森県八戸市小中野４丁目３番45号　グレースコートＡ―101、前住所青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字下久保174番地471
債務者　山内　　恵
１　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第７７号
青森県八戸市旭ケ丘１丁目３番地　市営住宅Ｂ５－１－２、前住所青森県八戸市大字新井田字長塚森１番地１石橋住宅７号
債務者　久保　洋子
１　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第８９号
青森県八戸市吹上５丁目１番20号
債務者　下川礼美子
１　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第９３号
青森県八戸市大字湊町字柳町27番地　アパート12号七福荘
債務者　上平夏菜子（旧姓住原）
１　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第８５８号
愛知県弥富市鯏浦町気開186番地１　エントピア弥生401
債務者　井手　洋幸
１　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９０４号
名古屋市南区三条２丁目12番１号　ハピネス中駒南三条２Ｄ号
債務者　山中　淑古（旧姓下野）
１　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５１号
山形市松波１丁目15番14―205号　Ｄ’レスティア県庁前
債務者　五十嵐みどり（旧姓吉田）
１　決定年月日時　平成22年４月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１５６号
山形県西村山郡西川町大字入間401番地
債務者　工藤　法明
１　決定年月日時　平成22年４月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２号
岩手県大船渡市盛町字町６番地62、前住所岩手県大船渡市盛町字町６番地８
債務者　楢山　敬子
１　決定年月日時　平成22年４月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第３５号
岩手県陸前高田市米崎町字地竹沢32番地１
債務者　園部　益良
１　決定年月日時　平成22年４月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第５２号
岐阜県大垣市竹島町127番地
債務者　青木　貴弘
１　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第５９号
岐阜県揖斐郡大野町大字上秋199番地３
債務者　髙田かおり
１　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係